

## 特別研修

# 月例研究会 議事録 ( 9 月 )

2009 年度第 4 回

### 報告題名 食品表示偽装に関する研究

#### ～ JAS 法への直罰規定導入に関する分析を中心に～

報告者	渋谷 樹	日時	9月24日 午後 3時～4時
(所属分野)	農業経営経済学分野	場所	第7講義室
座長	渡邊	議事録担当者	神浦

#### 出席者

長谷部、木谷、安江、斎藤(元)、米澤、米倉、冬木、川島、石井、齋藤(和)、澁谷、小山田、韓、デ  
ツフィ、スチン、ソ、八木、柳瀬、神浦、佐々木、福田、水木、宮里、渡邊、北脇、山下、泉井、月僧、  
齋藤(淳)、滝田、中村、水野、山下

#### 報告要旨

##### 1. 研究の背景と目的

近年、頻繁に食品表示偽装問題が勃発している感がある。特に、2007年初めの食肉等の偽装表示事犯の発覚を契機に同種事案が全国的に相次いで問題化し、食品の表示に対する国民の信頼が大きく損なわれるようになった。政府はその対応策の一つとして、2009年4月、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」(JAS法)の直罰規定の導入及び増罰化(「原産地について虚偽の表示をした飲食物品を販売した者は、2年以下の懲役又は2百万円以下の罰金」)を主眼とした改正が参議院で可決され、5月末に施行された。しかし、改正JAS法では、後述するように食品表示偽装は解消しないものと思われる。

本研究の課題は、改正JAS法の抱える制度的問題と意義を検討するとともに、食品偽装問題のより根本的な解決方策について考察する。

##### 2. 改正JAS法の問題点

本件直罰導入等は議員立法によるものとはいえ、最近まで、農林水産省は不適正な問題のある表示に対しては、迅速な適正化を図る観点からは、農水省等の職員が直接的に表示の改善を指導する方が直罰を導入するよりも効果的・効率的であるという説明をしてきた。

また、現状では、産地表示偽装事犯に対しては、司法機関が不正競争防止法(不競法)に基づき処罰を行い、可能な限り詐欺罪も併科して起訴している。その理由は、不競法は、「5年以下の懲役若しくは5百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」ことが可能なためである。しかし、改正JAS法には併科の規定がないうえ、罰則も不競法より低く設定されているため、検察官が合理的な判断をする限り、JAS法に基づき処罰を行う見込みはない。

##### 3. 改正JAS法の意義

JAS法の内容は、農林物資の「規格化」と「品質表示の適正化」の2つに大別される。後者の直接目的は、「消費者の商品選択に資する」ためと説明されてきた。しかし、直罰導入等に併せて目的規定の改正も行われ、究極目的が「公共の福祉の増進」から「農林物資の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した農業生産等の振興並びに消費者の利益の保護」へと変更されたため、消費者利益の保護の面は相対的に後退した。また、商品選択の観点とは全く関係のない「消費者の需要に即した農業生産等の振興」との観点が新たに追加された。消費者庁設置後、JAS法は消費者庁と農水省の共管と予定されているところ、当該追加により、農水省が農業生産等の振興を所管する観点からJAS法へ積極的に関与出来る途が大きく開かれた。

##### 4. 食品偽装防止に向けた根本的課題

食品表示偽装発覚の端緒は、事業者の従業員や関係者の内部告発によるものがほとんどである。内部告発者を保護する「公益通報者保護法」は、現行では、制度的に保護が不十分な面があり、特に雇用を含む金銭的保障の不十分さが公益通報を大きく妨げるものとなっている。

## 質疑・応答

**八木**：内部告発者への保護が不十分とあるが、現状はどうなっているのか。

**澁谷**：最も問題となっているのは、告発者に対する金銭的保障が無いことである。告発することで告発者が被ると考えられる不利益を保障する制度が必要である。田舎の食品工場等は、中小規模のものがほとんど。誰が告発者なのかすぐにあたりを付けられて、告発者が匿名のままでいられるとは考えにくい。法律で禁止されているが、何らかの理由をこじつけられて、最悪の場合解雇にいたる場合もあるようだ。

**八木**：何故、政府は告発者への保障制度を設けないのか。

**澁谷**：保障制度と似たもので告発者に対する報奨金の制度も考えられたが、社会が所謂チクリ社会になるのではという懸念から反対された。また、(食品のみならず)会社の経営者層は議員等に働きかけをする機会を多く持っている。端的に言えば政治献金等は自分の意見を反映して貰いたいから行っているもの。そういった上層部の人が自分たちの不利益にならないよう、議員に保障制度を作らないよう働きかけているのではないかと思っている。

**渡邊**：統一的食品制度が何故実現されないのか。

**澁谷**：統一的食品制度が実現してしまうと、各省庁の雇用や権限が減少してしまうために実現されていない。例えば、JAS法の品質表示基準は景品表示法と二重行政という形になっているが、これは農水省が自省の雇用を創出するために導入を押し切った結果である。消費者庁についても、出向者の構成・勢力が均一でなく、そういった中での統一的制度の創設は難しいと考えられる。

**渡邊**：新政権が誕生したので、統一的食品制度の創設が可能になるのではないのか。

**澁谷**：新政権がやる気になれば可能かもしれないが、基本的に行政機関のからは先ほど言及したとおり、自発的に統一的制度を創設する気はないと思う。

**冬木**：JAS法は品質表示が特に重要。今回の発表は今年のJAS法改正に焦点を当てていたが、今回の改正に至るきっかけとなった農業基本法改正のころからの歴史的な流れを探ってみるともっと面白くなると思う。

**石井**：例えば有機栽培の第三者認証制度のように、食品表示についても公共部門のものが市場化されることはないのか。

**澁谷**：食品表示も市場化されている部分もある。食品表示制度が複雑化しているため、業者がコンサルタントに依頼して有料で指導を受けているところもある。しかし、それはあくまで食品表示に関するアドバイスをしているだけで、第三者認証制度のように認証の部分にまで民間部門が関わっているわけではない。

**米澤**：農産物以外の工業製品なども商品偽装が問題になっているのか。

**澁谷**：商品の種類に関わらず、商品偽装の原因は作り手・買い手間の情報の非対称性が問題である。情報の非対称性が存在する限り、商品偽装の問題は少なくできるとしても無くすことはできないと思う。

**冬木**：PL法と食品表示の関係、つまり食品偽装の責任の所在を考えてみると面白いと思う。

**澁谷**：示唆を頂き感謝する。